

盛岡広域振興局長告示第61号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和2年10月27日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1(1) 名称 八幡平市平笠特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市市内の東北自動車道と市道向山線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南東に進み市道若林線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み薬師酪農組合進入路との交点に至り、同点から同進入路を西に進み一般県道焼走り線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道牧野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道向山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 雫石町長山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の町道雫石環状線と町道小岩井・網張線との交点を起点とし、起点から町道雫石環状線を西に進み町道七ツ田・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道高八卦・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道西寄内・高八卦線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み町道高橋線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道篠川原・極楽野線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道小岩井・網張線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 葛巻町寺田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と町道永井田線との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み町道橋場佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み農道佐野平線の交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道永井田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 矢巾町中央特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡矢巾町地内の国道4号と町道五百刈田巾線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道西前線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道田中縦道線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに西に進み一般県道不動矢巾停車場線との交点に至り、同点から同県道を南に進みさらに西に進み東北新幹線との交点に至り、同点から東北新幹線を南に進み町道白北線との交点に至り、同町道を西に進み一般県道不動矢巾停車場線との交点に至り、同点から同県道を北に進み町道北明堂2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町有林0007林班048小班との交点に至り、同点から同町有林を西に進み町道南明堂線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道赤林南矢幅線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道三堤3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道上程島線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道下海老沼線との交点に至り、同点から同町道を北に進み岩崎川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み芋沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み町道安庭線との交点に至り、同点から同町道東に進み町道中央1号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道畑中線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道藤沢9号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道島線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み町道諏訪3号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道高田3号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道樋ノ口2号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み樋ノ口7号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み見前川右岸と

の交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道名郷根線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道巾黒川線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道巾前線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに南に進み町道北前野2号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道北前4号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道下田線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道坂北線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道太郎助線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道大ヶ生徳田線との交点に至り、同点から同県道を西に進み町道田郷風張線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道五百刈田巾線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 矢巾町流通センター特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡矢巾町地内の主要地方道盛岡和賀線と町道南村1号線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を北に進み町道野中線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道野中10号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道夏野1号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道北川7号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み向田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み町道湯道線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道西部工業団地2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道早稲屋敷11号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌台1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道南昌台23号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み南昌台団地と森林との境界との交点に至り、同点から境界を北東に進み町道南昌台6号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町有法定外道路との交点に至り、同点から同道を向田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み一般県道矢巾西安庭線との交点に至り、同点から同県道を東に進みさらに南東に進みさらに東に進み町道流通センター南四丁目9号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに北に進み盛岡市と紫波郡矢巾町との境界に至り、同点から同境界を東に進みさらに北に進みさらに東に進みさらに北に進みさらに東に進み鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を下流に進み町道南村1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器